

運総発官 26 第 440 号

平成 26 年 10 月 20 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
運 営 総 括 部

福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成 26 年 10 月 20 日より次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

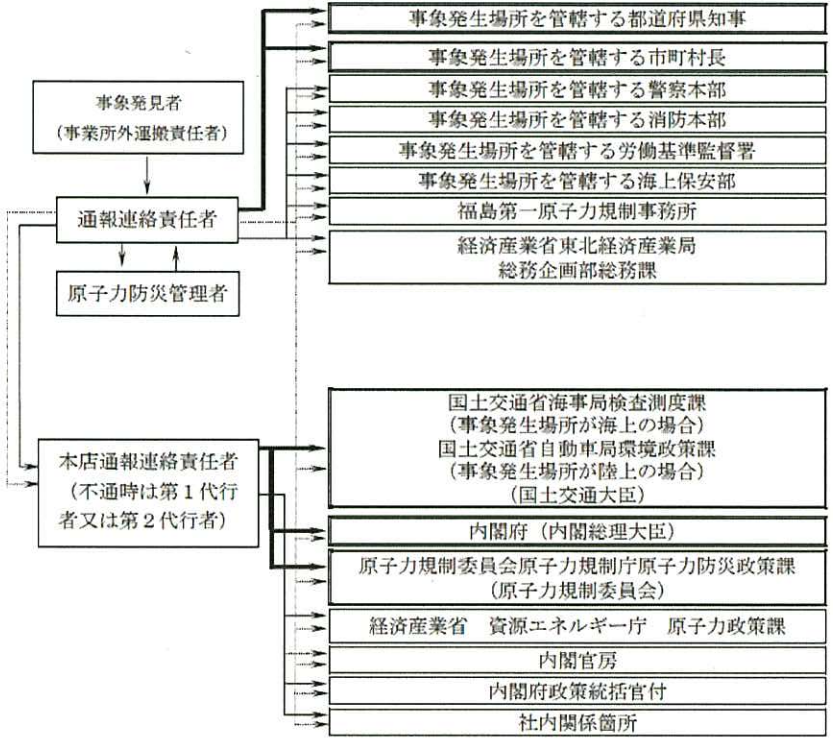
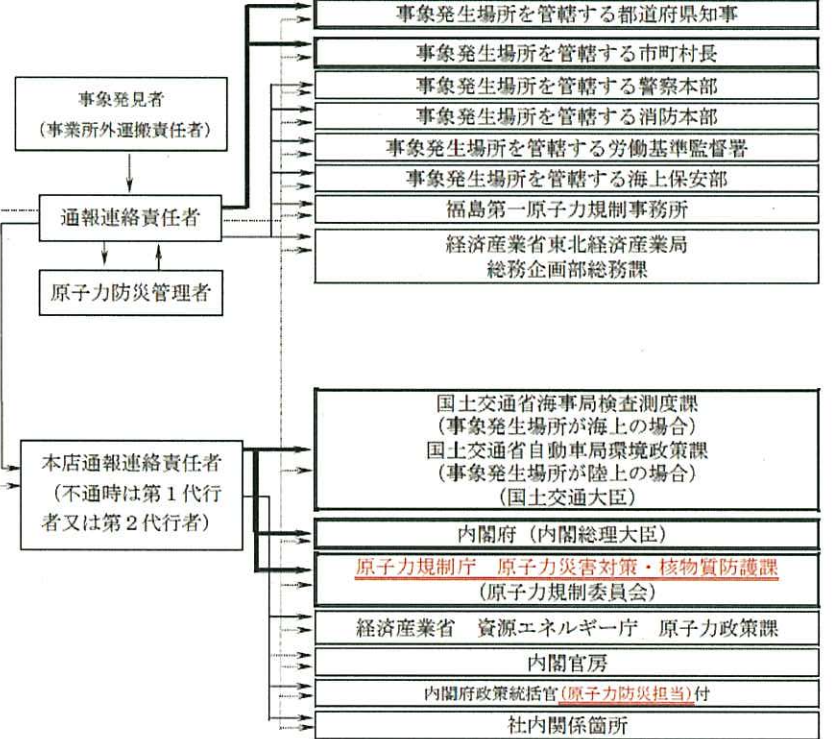
平成26年10月20日
東京電力株式会社

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前	変更後	理由
II-3	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 事象発見者 (当直長等) 通報連絡責任者 原子力防災管理者 本店通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者) 福島県生活環境部原子力安全対策課※3 (福島県知事) 大熊町環境対策課(大熊町長)※3 双葉町住民生活課(双葉町長)※3 福島県原子力センター 富岡町生活環境課※3 楢葉町環境防災課※3 関係周辺市町村※1※3 福島県警察本部警備部災害対策課 双葉警察署 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 富岡消防署 浪江消防署 富岡労働基準監督署 福島海上保安部警備救難課 関係周辺市町村消防署及び警察署※2※4 福島第一原子力規制事務所 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府政策統括官付 社内関係箇所 □ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 事象発見者 (当直長等) 通報連絡責任者 原子力防災管理者 本店通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者) 福島県生活環境部原子力安全対策課※3 (福島県知事) 大熊町環境対策課(大熊町長)※3 双葉町住民生活課(双葉町長)※3 福島県原子力センター 富岡町生活環境課※3 楢葉町環境防災課※3 関係周辺市町村※1※3 福島県警察本部警備部災害対策課 双葉警察署 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 富岡消防署 浪江消防署 富岡労働基準監督署 福島海上保安部警備救難課 関係周辺市町村消防署及び警察署※2※4 福島第一原子力規制事務所 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 社内関係箇所 □ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-4	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-5	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路  : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路  : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-6	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡	原子力規制庁組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-7	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	原子力規制庁組織改編に伴う変更